

ボスニアNGO活動記

——グローバル化とインターナショナルが交差するなかの個人と国家——

李 姫 子

はじめに——越境しない国際市民社会

「国際貢献」「新しい公共」の名の下、NGO（非政府組織）・NPO（非営利組織）活動への期待はますます高まっている。一般的には、前者はおもに海外において、後者は国内で活動する組織をさす。

内閣府によれば、二〇一〇年一月三十一日現在、認証をつけているNGO・NPO数は三万九二二七である。¹⁾ そのなかで、NGO活動が人びとの期待・共感を集めている一因は、市民が自律的に、人道援助や環境などのような越境する社会問題・課題に、国境を越えて取り組むことにあるといっただろう。

グローバル化時代と呼ばれる距離と時間が圧縮した現在、地球環境

問題やインフルエンザ流布、リーマンショックに見られるように、地球のある地域で起こった出来事の影響は、隣接する地域を越えた遠方の地にまで波及するようになった。モノのみならず人や金融の国境を越えた動きはかつてないほど盛んだ。

この現実を前にして、主権国家はもはやかつてのようにこのような流動を制御する力を低下させているといわれる。その一方で、グローバル化懐疑論者は、国家主権は衰退しておらず、規制する権力をいまだに保持しており、したがって、国際関係はグローバルでなくインターナショナルなものと説く。

グローバル化の一つの顕著な現象は、越境する人の動きである。と

ころが、ビザとパスポート携行が原則必要とされる現実から明らかになるように、国家が国境で出入国管理を行うことは、いまだに変わっていない。人の流動化とは、国籍国と居住国が一致するとは限らないということを示唆するが、人が国境を越えることが相対的に容易になったにすぎない。私も、国籍は大韓民国であるが、出生国および居住国は日本である。

グローバル化懐疑論者が国家は経済活動を規制する権力を未だにもつと主張するように、国家は国民に対しても規制する力を未だに手にしている。国境を超える人道援助活動も、国家による出入国管理をはじめとする制御を受けるといふ点では例外ではない。むしろ、九・一一同時多発テロ事件以降、国家による取り締まりは強まっている。

それにもかかわらず、日本では、国際NGOは脱国家的なものと同明のこととして語られてきた。つまり、NGO活動は国家・政府とは無関係なものとしてとらえる傾向が、NGO関係者だけでなく日本社会一般にみられる。NGOの活動は海外で、人道援助の分野で行われるため、そこで語られるイメージをグローバル化の観点からいえば、国境を越えた社会活動であろう。しかし、活動の現場は国境を越えてはいるが、それが直ちに、国家の枠組みにとらわれない、自律的なものとみなせるのだろうか。さらには、人はどこまで国家から自由になれるのか。私は、日本の市民社会の活動に「一市民」としてかわつたが、やはり国家の規制からまったく自由であったとは言い難い。

本論の目的は、グローバル化とインターナショナル化の観点から、

外国籍をもつ私の日本の国際NGOにおける活動を総括することにある。そこで明らかにしたいことは、グローバル化時代——国家を越えて社会の相互依存・連関が深まる時代——において、国家の枠組みを容易には越えられない、国際市民社会の状況である。

以上の議論を筆者一人の活動経験をもとに展開するため、客観性の問題からは免れ得ないかもしれない。しかし、私のように本国を離れて人生を送ることが今や珍しくない時代にあつても、国家は依然として一個人に大きいインパクトを保持している。その中であつて、筆者と共通性を抱える人びとは少なからずいるであろう。

一 グローバル化とインターナショナル

本論を進めるにあつての、理論的枠組みとして、グローバル化とインターナショナル化という二つの概念の整理を試みたい。これら二つは異なる概念であるが、同一視ないしは混同した捉え方がみられる。つまり、国家間関係を強調するインターナショナルを、国家間を迂回ないしは相対化するグローバル化とみる向きがある。

グローバル化を単純化して言えば、国家を基礎的な枠組みとするという伝統的な関係を相対化して、国家だけでなくNGOや企業などの非国家主体も相互につながっていくことになる。非国家主体を含めた行為主体者が国家の制度を迂回しながら国家を超えて相互に連関していくグローバル化に対して、インターナショナルとは、文字どおり

国家を基礎単位とした国家間関係を意味する。つまり、ここでは、国家をどのように捉えるのがポイントとなる。すなわち、「国際貢献」や「国際協力」というインターナショナルを示唆する言葉は、国家の枠組みに重点をおくものとなる。ところが、それらはグローバル的な意味合いでもって使われる傾向がある。

その一例として、青年海外協力隊を取り上げてみよう。この事業は、独立行政法人国際協力機構（JICA）によって行われている。政府所管の事業であるため、協力隊の応募資格には日本国籍という国籍条項がある、インターナショナルなものである。したがって、これは日本という国家をの枠組みの中で行われるゆえに、「国際協力」「国際貢献」の活動となる。ところが、隊員たちの活動紹介は、「地球市民」というグローバルを示唆する言葉でもって行われる。たとえば、インターネットで検索してみると、「地球市民の部屋」や「かながわ地球市民メッセンジャー」など多数、「国際貢献・協力」と「地球市民」が並列するホームページが見られた。

このような国家と国家の関係の捉え方が異なる概念二つを、次にみていく。

(1) グローバル化

この項では、まずグローバル化について議論を進めることにする。今の世界の状況をグローバル化と見ることへの疑問を多くの人はもっていないだろう。しかし、グローバル化をめぐることは、それに対

する反論も根強くある。問題は、現実の世界をどのように捉えるか、今起こっていることはグローバル化によって説明可能なかどうかにある。

グローバル化とは何かという問題から始めたい。すでに多くの識者がグローバル化についての議論を展開しているので、ここでは、インターナショナルとの対比に焦点を当てるため、国家を枠組みとする論点を二点——国家主権の相対化と国家と非国家主体の関係——に絞ることにする。

① 経済から見たグローバル化

グローバル化といえば、経済領域における現象がもつとも顕著だろう。経済的グローバル化の特徴は、伝統的な現実主義と異なり、非国家主体による経済という私的領域を分析対象とする点にある。

なかでも、ハイパー（超）グローバル化論者は、世界は市場経済を通して相互に関連するという、単一のグローバル化世界観を描く。経済的グローバル化によって、主権国家は多国籍企業のように越境する経済活動を統制できない（経済の脱国家化）。ここでは、アクター（行為主体者）はもはや主権国家の独占ではなく、国家でない経済的組織・機構が非国家主体（アクター）となって、トランスナショナルなネットワークを形成して経済活動を繰り広げる。その結果、国家はグローバルレベルと国内レベルの間の「仲介的な制度」へと成り下がる、つまり、国家のパワー・権威の衰退を主張する。²⁾

世界規模の市場経済形成に大きい役割を担ってきた代表的な例としてあげられるのが、いうまでもなく多国籍企業であろう。それら多国籍企業の商品を購入するという消費者行動が、伝統的文化や生活様式を変化させ、さらには均一化させつつある。つまり、世界市場経済による市場文明界、文化形成に貢献してきたとする。たしかに、私たちの日常生活においては、今や、少なくとも大都市部においては世界中同じような生活様式がみられるようになった。日常は多国籍企業の商品であふれている。ネスレのコーヒー、P & Gの洗剤、マクドナルドのハンバーガー、スターバックスなど例をあげれば枚挙に遑がない。また、インターネットなどの通信や輸送手段の発達によって、世界各地の商品が容易に手に入るようになった。

個人の経験でも、少なくとも西側と呼ばれた国々、アジア、ヨーロッパ、アメリカ大陸各地を旅行した際、ホテルに滞在した限り、日本と変わらないモノを消費し日本と同様に過ごすことができた。つまり、経済的グローバル化とは、多国籍企業がつくり出す世界標準の地球規模での広がりともいえよう。

しかし、アジアの場合に多かったが、ホテルを出たとき、そこはホテルとは異なる世界空間が開けていた。ハイパーグローバル化論者の説く経済的グローバル化論では、グローバル化は世界的規模の広がりでもって均質に一直線状で進展する。ここでは、世界を経済的現象で分析するため必然的に、多様な人間の活動を軽視する傾向がある。そして、グローバル化経済の普及が均質に進むのであろうか。というの

も、世界中の国家、地域、社会の多様性に鑑みると、その受ける影響も国家主権をふくめて、一様とはいえないであろう。その疑問に答えるのが、社会関係に焦点を当てるグローバル化論である。

② 社会関係から見たグローバル化

個人が私的に公式につながり関係し合うことで形成される社会は、必ずしも経済分野にのみ限定されるわけではない。以下に、社会関係によって形成されるグローバル化についての定義を挙げてみる。

「社会関係が、距離と国境を超える質のものを獲得していく過程」。

例・環境、人権などの問題が国際条約として普遍性を獲得。

「世界のある地域の出来事、決定、活動が遠く離れた地域の個人とコミュニティに重大な結果をもたらすことになる過程」。

例・二〇〇八年九月のリーマンショックにより世界中で経済不安が起ころ。

そして、上に述べた国家の領域を越えてつながり合うグローバルな社会関係が与えるインパクトは、「グローバル化の意味のもっとも力強いもの、それは、すなわち、国民国家の超越⁵⁾」となる。

同様に、現象だけでなくインパクトおよびグローバル化のもつ力強い要素を取り入れた、時間的・空間的なグローバル化の定義は次のとおりである。

「社会的関係と交流のための空間的組織の変容を具体化し——それは社会的関係や交流の広がり、強度、速度そして影響によって評価され

るのだが——大陸横断的なフローもしくはリージョナル間のフローと、活動、相互作用、パワーの行使³のためのネットワークを生み出す過程もしくは複数の過程の組合せである。」⁽⁶⁾

個々人が関係を形成する社会がグローバルなネットワーク化を通して、距離と時間を越えて、人びとが共通の価値観を共有する場・領域が形成される。経済的グローバル化と同様に、そこでのアクターは国家だけでなく、社会を構成する団体、個人が行為主体者となる。その中から登場してきた概念が、「地球市民社会」といえるだろう。その代表的な一例として、国際NGOによる活動があげられる。世界各地の現場では、政府機関だけでなく非政府の団体・個人による援助活動は、今やメディアを通してすっかり馴染みあるものになってきた。

以上のように経済および社会関係からみたグローバル化論では、脱領域化しつつある世界では、アクターは国家だけでなく非国家主体もアクターとして、国家の枠組みにとらわれることなく自律的に自らの活動を行う。そのグローバルな世界では、アクター同士の相互作用の影響を受けて国家の内と外を隔てる主権は徐々に浸食されつつあり、その結果（インパクト）は国家の権力・権威の衰退や変容へとつながる。これらは、国家を主要なアクターと捉え、国家主権を内と外で明確に分岐する現実主義的アプローチとは異なる。

次に、国家を分析対象とするアプローチをとる現実主義的なグローバル化懐疑論者の議論を見てみよう。そこで明らかにしたいことは、現実世界はグローバル化というよりインターナショナルな関係という

ことである。

(2) インターナショナル——国際社会論

まず、グローバル経済という見方に対する批判を取り上げたい。グローバル化といえは経済によるグローバル化がよく取り上げられるので、その実態はインターナショナルなものであるという反論は非常に重要である。

Hirst and Thompson はつぎのように主張する。⁽⁷⁾ 経済はグローバル化しているのではなく、インターナショナルであり続けている。その理由として、三点——国家間協調、経済の国家的性格や特徴、経済の拡大範囲——あげている。たとえば、厳密な意味で国家を越えてビジネスを行っている多国籍企業は稀であり、多くはある国家を本拠地にしてその本国の規制を受けている。また、貿易や投資、金融の流れ（フロー）は、三極（欧州、北米、日本）に集中している。このように、彼らは、経済はグローバル化からはほど遠く、国家と超国家機関に規制される、インターナショナル経済と論じる。

さらに同様に、グローバル経済による国家衰退論に反論するのが、Wisss である。⁽⁸⁾ 彼女は、グローバル資本主義の出現によって国家が衰退しているという考えは根本的に誤りであるという。グローバル化現象を認めつつも、グローバル化とは国家が促進するインターナショナル化の副産物であると主張する。経済統合は企業だけでなく国家政府によっても進められており、新たな国家間（インターナショナルな）

環境においても、国家はそれに対して、適応力、能力、権力をもつとされている。つまり、国家は、グローバル経済というよりも、むしろ高度にインターナショナルな経済という意味において、権力を保持するのである。

以上の議論の理解をする上で有効な概念として、ブルの国際社会論を取り上げてみよう。

ホッブズが唱える「万人の万人に対する戦い」というアナキーな世界観に対して、ブルはアナキーな世界でも共通の価値観、規範をととした国際社会形成は可能とする。その基礎となる共通の価値観、規範とは、たとえば、民主主義、国際法、外交を行う制度や機関などである。

なかでも、国際連合はもつとも高度に国際社会を作り上げている制度であり、機関であろう。また、そのメンバーは国連憲章ともいふべき価値観を共有しているとみなしていいだろう。その国連のもとで、国際条約・国際法を基礎・規範として加盟国である主権国家が多国間関係という相互作用を行う。その名が示すように、国際連合は、主権国家が地球規模の広がりをもつ社会を形成している場であり、それはインターナショナルな連合といえる。そして何よりも、国際連合は国家間の安全保障を相互に保障するという集団安全保障体という性格に鑑みて、その加盟資格は主権国家に限定されている。近年、NGOが限定的ながらも経済社会理事会において加盟国と協議のできる制度がもつけられているが、NGOがメンバーになれるわけではない。同様

に、経済のグローバル化において影響力をもつ企業もメンバー資格はない。

(3) グローバル化 対 インターナショナル

しかしながら、九・一一同時多発テロは、非国家主体による国家への挑戦をグローバル化現象で如実に世界に示した事件だった。

二〇〇一年九月一日、アメリカのニューヨークで起こったテロは、距離と時間の圧縮、さらに進んで同時性・共時性というグローバル化の特徴を世界に見せつけた。そのとき（日本時間で夜一〇時すぎ）、私は家でテレビを見ていた。すると突然、画面がニューヨークのワールドトレードセンターが燃えている場面に切り替わった。それゆえ、アメリカから遠く隔てた日本にいながらにして進行中の出来事を目にすることができた。また、犠牲者たちはアメリカ人だけでなく、日本人をはじめ多国籍に及んだということも、人の活動や動きが国境を越えて広がっているという点においてグローバル性を帯びたといえるものだった。

そして、この事件が示唆した重要な点は、非国家主体による国家主体に対する挑戦ということである。ワールドトレードセンターとアメリカ国防省という、アメリカのパワーの象徴——前者は経済力、後者は安全保障——ともいふべきところを攻撃の対象にしたことに、それがうかがえる。しかも、その非国家主体は、国家の枠を越えたイスラム教というアイデンティティによって結びついた集団とされる。従来

あまり見られなかった、このような国家と個人あるいは集団との相互作用・連関を、どのように捉えたらいいのだろうか。以下に引用する Appadurai の議論はこの事件を予言していたかのようである。

「グローバル化の時代には、国民（あるいは民族性についての考えを共有する集団）と国家は、分離関係にあり、互いの首元に匕首をつきつけるだろう。国民と国家は競合する。国民は、国家を取り込み、国家権力を手に入れようとする一方で、国家も民族性についての考えを獲得、独占しようとする」⁽¹⁰⁾。

しかし、非国家主体によるグローバルな攻撃に対する国家からの反撃は伝統的なものであった。アメリカは、これ以降、アメリカ国境における出入国管理を厳しく行うようになった。それはまた、アメリカを越えて広がり、世界の主権国家も国境際での人の出入りを厳格にし始めている。人に対して国境でその動きを制御することを可能にしているのは、国家の主権力にはかならない。国家の主権力は少なくとも、人間に対しては衰退しているとはいえない。

世界の状況はグローバルの様相をみせつつも、現実には国家を基礎とした国家間関係がある。しかし、インターナショナルな関係にあっては、そこでプレーするアクター（プレーヤー）はもはや国家の独占ではない。社会関係から見たグローバル化が説くように、社会と社会、また社会と国家が相互作用——接触、協調、ときには衝突——しながら、これまでにない規模の距離、時間、スピードでもって国境を越えてつながりあう世界である。しかし、社会のなかの人々はいずれかの

国家に帰属することを求められる。そして、その国家は今や民族ごとに分裂傾向をみせつつある。つまり、グローバル化、インターナショナル、人々の国家・民族への回帰という混沌とした状況にある、というのが世界のありようと捉えていいのではないだろうか。

以上のようなグローバル化議論が展開され始めたのは、一九九〇年代である。冷戦が終結してグローバル化が進行し、国家の相対化、終焉すらいわれ始めたころ、ユーゴスラビアの崩壊が起こりだした。民族ラインに沿った国家に分裂し始めた。そこでの主役はユーゴスラビアという連邦国家ではなかった。国際社会から主権国家がもつ正統性を認められなかった集団（社会）が欧米をはじめとする国際社会を相手にプレーをした。私が NGO という日本の市民社会からボスニアに行った一九九六年は、このような時代だった。そして、ボスニアの国家再建にあたっての、プレーヤーも国家だけではなかった。各国の NGO という国際市民社会もそのプレーヤーの一員だった。

以下では、そのボスニアでの NGO 活動——ある国の社会が他国の社会にかかわる——について以上の議論をふまえた視点から、振り返ってみたい。

二 ユーゴスラビア解体

まずは、ユーゴスラビア連邦崩壊に至る過程についてふれることから始めたい。

二〇一〇年現在、連邦内共和国の分離独立、内戦を経た結果、ユーゴスラビアという名前の国家は消滅した。第二次世界大戦後建国された第二次ユーゴスラビアは、「七つの国境、六つの共和国、五つの民族、四つの言語、三つの宗教、二つの文字、ひとつの国家^①」という、豊かな特色、多様性をもった連邦制国家だった。各共和国の独立は、冷戦後のグローバル化が進む一九九〇年代に、民族ラインにそって行われた。つまり、クロアチアはクロアチア人、スロベニアはスロベニア人が多数派の国家となり、多民族が混在するボスニア・ヘルツェゴビナは、ムスリム人とクロアチア人を多数派とするボスニア連邦とセルビア人を多数派とするセルビア人共和国から成る国家連合となった。その連邦の解体は、かつては同じ国家に帰属した国民同士がお互いの血を流した内戦を伴った。

(1) ボスニア内戦

ユーゴ解体に至る紛争の中でも、もっとも悲惨さを極めたといわれるのが、ボスニア内戦である。ボスニアでは、第二次ユーゴスラビア（旧ユーゴ）からの離脱、独立をめくって、セルビア人（独立反対派）とムスリム人・クロアチア人（賛成派）の衝突が内戦へと発展していった。ボスニアの主な三民族である、ムスリム人^②、セルビア人、



図1 旧ユーゴとその周辺国

ユーゴスラビア解体までの歴史

1918年	第1次ユーゴスラビア（セルビア人・クロアチア人・スロベニア人王国、1929年ユーゴスラビア王国と改称）建国
1945年	第2次ユーゴスラビア（6共和国と2自治州から成るユーゴスラビア連邦人民共和国、1963年ユーゴスラビア社会主義連邦共和国と改称）建国
1980年	チトー死去
1989年	冷戦の終結
1991年6月	スロベニア共和国独立10日間戦争
1991年6月	クロアチア共和国独立宣言、内戦へ
1991年9月	マケドニア共和国独立宣言
1991年10月	ボスニア共和国独立宣言
1992年1月	ドイツ（EC）、スロベニアとクロアチアの独立承認
1992年4月	ユーゴスラビア連邦共和国（セルビア共和国とモンテネグロ共和国、2003年セルビア・モンテネグロに国名変更）独立宣言
1992年	ボスニア内戦へ
1995年11月	Dayton 和平合意に署名、ボスニア紛争終結
2006年6月	モンテネグロ独立宣言
2006年6月	セルビア独立宣言
2008年2月	コソボ州がセルビアからの独立を宣言

クロアチア人の人口比は、四対三対二でいずれの民族も過半数をしめておらず、他の共和国に比べて民族混在の度合いが高かった。

ボスニアが独立に至った直接のひきがねは、スロベニアとクロアチア両共和国の分離独立であり、両共和国がそれに踏み切った要因は、ミロシエビッチ（一九八七年にセルビア共和国幹部会議長に就任）が登場したセルビア共和国が、二つの自治州（コソボとヴォイヴォディナ）の自治権を取り上げたことといわれている（一九八九年）。大セルビア主義の台頭が共和国の主権を弱め、連邦制が強化されることを恐れたからという。しかし、その一方で、約三割を占めるセルビア人は連邦全体では多数派民族であり、彼らにとつて連邦からの分離は連邦内のセルビアとのつながりからの分離を意味した。そのためセルビア人側は独立に反対したのである。

三民族が戦ったボスニア内戦では、連邦人民軍にセルビア人が多く、その結果武器を多く手にすることになったセルビア人勢力が当初優勢だった。一九九二年夏、セルビア人勢力側はボスニア全土の七〇パーセントを制圧した。単純化して言えば三つ巴の戦いではあったが、地域によっては、セルビア人とクロアチア人、またはセルビア人とムスリム人が手を結び、それぞれムスリム人、クロアチア人側と戦った。

内戦の大きな転換は、一九九四年以降のアメリカの介入である。アメリカが働きかけて、ムスリム人側とクロアチア人の同盟を再結成させた。そして、セルビア人側は、後ろ盾となっていたユーゴ連邦のセ

ルビア共和国からの支援を失い、窮地に立たされた。さらに、一九九四年四月セルビア人領土へのNATOによる空爆、一九九五年秋にはムスリム人とクロアチア人の連合軍によるセルビア人側への総攻撃が開始された。一九九五年一月によやく、国際社会の介入によりデイトン和平合意⁽¹⁴⁾でもって内戦が終結した。

(2) 多民族共生の社会

以上のように述べてきたボスニア内戦とは何であったのか。この問いについては、いうまでもなく筆者の力量をはるかに越えるうえ、本論の目的ではないので深くは立ち入らない。しかし、旧ユーゴ解体、ボスニア内戦が行われた時代については注目しておきたい。一九九〇年代という、冷戦が崩壊し、国家を相対化して国境を越えて相互依存・連関が深まっていくグローバル化の時代に入ったころ、旧ユーゴの地域はそれとは逆行する歴史を歩んだ、ということである。解体の帰結が民族国家の出現となった。それは、多数派民族の民族自決という民族ラインに沿うことになったために、自国領域内の少数派民族に対する非寛容を必然的に伴うことになった。

しかし、もともとユーゴスラビア連邦という国家が非寛容な社会だったとは思えない。それを一九七四年憲法からみてみよう。旧ユーゴでは、七四年に制定された連邦憲法のもとで、六つの共和国と二自治州は中央集権型でない水平的な緩やかな連邦制となった。つまり、共和国と自治州は平等の政治権力を有することになったということである。

ある。ここが、中央政府の権力が強かったソ連邦と異なる。さらに、多民族国家という点において特筆すべきは、第一七〇条である。

「市民には、民族及び少数民族への帰属を表明し、民族文化を表現し、自己の言語と文字を使用する自由が、保障されている。市民は、どの民族、又は、どの少数民族に帰属するのかを明らかにする義務はなく、所与の民族、又は少数民族への帰属を指定されることもない⁽¹⁵⁾」。

これによって人々の帰属する民族は「自己申告」となった。八一年の人口統計によれば⁽¹⁶⁾、全人口二二四二万人中、一〇万人以上の民族が一〇ほどいた。また、「自己申告」の結果、既存の民族を超越した人工的国家アイデンティティ「ユーゴスラビア人」の申告者も約一二三万人（全体の約五％）となっている。宗教をもとにしたムスリム人という民族名の誕生も、この憲法があつたればこそだった。多数・少数を問わず、帰属民族を強要せず、また民族文化の尊重という、今現在の世界からみても、人権感覚にあふれた憲法と思える。この憲法のもとで多民族共生の優等生ともいふべき社会が流血の惨事の結果、崩壊したことは、世界を震撼させたといつてもいいだろう。

ボスニア内戦を民族紛争と捉えるのは、確かに単純にすぎよう。しかしながら、グローバル化時代への過渡期にあつて、連邦制の崩壊・再編が民族ごとに行われた。つまり、その際における焦点が「民族」であつたという点は軽視できないだろう。

(3) ポスト・ボスニア内戦

Dayton合意のもとで、ボスニアは高度な自治権をもつボスニア連邦（ムスリム人とクロアチア人主体）とセルビア人共和国（セルビア人主体）の二つの政体でひとつの国家を形成する連合型の主権国家となった。そして国家再建にあたっては、ボスニアは国際社会の介入を受けることになったのである。民政面に関しては、上級代表事務所、軍事面では、I F O R（平和実施部隊、のちにS F O R・安定化部隊）が二つの自治国家内・間に展開して、双方の軍事的な行動を監視、そして、国際機関と外国からの二〇〇以上のNGOが人びとの生活再建を援助、することになった。

私がボスニア入りしたのは、Dayton合意発足後約六カ月経ったころで、現地状況は内戦時の緊急事態から復興に向かっていったときだった。

Dayton合意により、ボスニアの人々には移動の自由が保障されることとなった（付属文書七―第一章）。戦争による死者は二〇万人、難民、避難民の総数は二五〇万人以上と言われる⁽¹⁹⁾。一九九一年の国勢調査ではボスニアの総人口は四三六万人⁽²⁰⁾なので、実に半数以上の人びとが故郷を追われたことになる。戦争後は、セルビア人側、ムスリム人・クロアチア人側を問わず、人々は自らが望む土地に住むことが保障されるようになった。しかし、「移動の自由の保障」という書類上の一項は、けっして現実に合致することではなかった。かつて住んでいた町が他民族の領土となった人々は、迫害を恐れて避難民、難民

として逃れた地にとどまった。とくに、兵役に就いた男性は戦争犯罪人として告発されることを恐れていた。その一方で、同民族側の領土となった故郷をもつ人々は帰還し始めた。そして、焦土と化した故郷で、生活再建にとりかかろうとしていた。私のミッションは、その復興援助プロジェクトのコーディネーターだった。

三 ポスニアでの援助活動

以下で私のボスニアにおける援助活動を述べていくが、はじめに、その私自身の立つ位置を確認しておきたい。なぜなら、私自身がグローバル化時代のひとつの特徴である、ヒトの流動性を具現化している存在だからである。

既述のように、私は在日韓国人である。すなわち、国家間のパワーゲームという相互作用の結果――植民地化された国を出自として旧宗主国で生まれた――、民族・国籍を異にする国家に生活基盤もつ。しかし、日常においては、本国と私のかかわりは極めて薄いとってよい。せいぜいパスポートを発行してもらっぐらいいのつながりしかない。むしろ、日々生活を送る日本の私的領域（市民社会）との結びつきの方が、私にはずっと強い。そこは、国籍・民族の違いによる相互作用（例えば、国籍条項）もないと否定できないが、個人同士の関係が醸成される場である。したがって、外国籍をもつ私が日本のNGOに参加したことは、きわめて自然な相互作用のひとつといえる。それ

は、NGOという政府から独立した自律的な活動ゆえに、外国籍者も日本社会の一員として、日本人とともに国家を越えて（ないしは迂回して）、共にプロジェクトに取り組むことが可能となった、ということの意味する。つまり、国家を越えたNGO活動とは、NGO自身の問題ないし課題ともいえるのである。

(1) なぜ、ボスニアへ

私は日本のNGOの人道援助プロジェクト調整員として、一九九六年七月から一年間、ボスニアに派遣された。その動機はまったく個人的関心であった。それは二点、ひとつは、国際政治の現場というものを見たいということであり、もうひとつは、ボスニアという民族ラインに沿って国家が分離、独立した国に対する関心である。それは、私が国籍国とは異なる国家に生まれて育った自己のアイデンティティをどうとらえるのか、そして、その国籍国は植民地化、冷戦という国際環境に翻弄された国家だった、ということに由来する。それで、たまたま旧ユーゴスラビア派遣の調整員を募集していた日本のNGOに応募した。採用に際しては、日本企業によく見られる、在日外国人に対する国籍による差別はなかった、と行ってよいだろう。あえてこのように言うのは、私の周辺で「日本人でないのに採用されたのか」という声がよく聞かれたからである。

日本政府による国際貢献には、前述のとおり「日本国籍に限る」という国籍条項があるが、政府でない非政府組織、NGO、少なくとも

も、私を派遣したNGOには国籍条項はなかった。ただし、そのことにより日本の「市民社会」(NGO)の意識が国境を越えることを意味するものかどうかは、はたして疑問ではあった。それは、植民地出身者の子孫である私という存在を日本の市民社会がどう受けとめるか、という認識を問うことだが、NGO側には、日本の市民社会に日本人でない人間も存在するとは理解できなかったようだ。一年にわたる海外の活動において、日本に居住しながらも日本のパスポートをもたないことの意味、その結果派生する個人レベルでの不安への理解の乏しさに、それが示されていた。

そして、現実の世界では、人道援助という「国境を越える市民活動」のために、援助現場に到達するまでの過程において、国家の枠組みにとらわれないという個人の価値観や意識が現実の国際政治上の「国境線」を越えることは容易ではなかった。そこで問われたのは、私がどの国のパスポートを持っているのか、だった。

(2) 国境を越える

① ステップ1 日本を出国

現場へ行くことが援助活動の第一歩とするなら、私のNGOでの活動は入国のためのビザ取得から始まった。私の派遣元の団体の旧ユーゴ全体の統括事務所はクロアチアのザグレブにあったので、活動のためにクロアチアにまず入国することになった。

一九九六年当時、クロアチア入国に際しては、大韓民国のパスポート

トにはビザが必要だった。手続きのためには、東京にあるクロアチア大使館に本人自ら出向かなくてはならなかった。日本でビザ申請するときに、日本人には求められないことが、在日外国人には要求されることがある。それは、居住国日本への再入国許可である。

再入国許可は名が示すように、日本政府によって許可される。具体的には居住地管轄の法務省出入国管理事務所です手続きを行う。手続きは、申請書に必要な事項を書いて署名、そして手数料を支払うと、パスポートに「再入国許可」のスタンプを押されて完了する。再入国有効期間は許可年月日から数えられる。一次は一年、複数回の場合は五年間の期限内に日本に入国しなければならぬ。手数料はそれぞれ三〇〇〇円と五〇〇〇円である。これが、日本国籍者には要求されず、私には求められるものであった。再入国許可なくして日本を出国すると、居住者としてもつ定住資格を喪失することになり、日本人入国時、観光目的などの旅行者のような一時滞在の資格しか与えられなくなる。つまり、在日外国人が生活基盤を日本にもっているにもかかわらず、それは「帰国」ではなく「入国」となる。

再入国許可付きのパスポートを持参して、クロアチア大使館に私人が出向くと、ビザを約三〇分間で発行してもらうことができた。クロアチア大使館の係官から、人道援助活動という入国目的だから、これは例外として早く発行した、とのことであった。



図2 ボスニア

に居住したこともない私は韓国大使館に行く気にはなれず、代わりに、ウィーン在住の本国出身の韓国人の友人に空港から電話で緊急時の際に協力を頼むと要請した。ちなみに、私とその友人、ふたりの越境する韓国人の会話は英語で行われる。大使館から空港に向

② ステップ2 日本からザグレブへ

一九九六年七月四日、大阪からオーストリアのウィーン経由でザグレブに向けて出発した。経由地のウィーンでザグレブ行き搭乗まで時間があつたので、同行の日本人同僚のために緊急時の保護について確認するために現地の日本大使館に行った。そこで、日本居住の私も日本人と同様の保護が与えられるかどうか担当の領事部の職員に尋ねた。返答は「原則として、国籍所屬国が保護する」だった。たしかに、大韓民国のパスポートにも、「大韓民国外交交通部（日本の外務省に相当）は、大韓民国パスポート保持者が必要とするとき、援助と保護を行うように」と書かれてある。韓国語ができないうえに、韓国

かった日本人同僚と私は、大使館による緊急時の邦人保護はあまりあてにしない方がいいだろう、自分の身は自分で守る、ということで見が一致した。事実、大使館側からは邦人保護についての具体的説明はなく、ボスニアへの渡航自粛はまだ解除されておらず、誘拐、テロが多発しており地雷危険地域（大使館が入手した一九九六年五月現在の情報）である、と述べただけであった。

③ ステップ③③ザグレブからボスニアへ

日本を出発して約三〇時間後、ようやく現地時間七月五日午後三時にクロアチアのザグレブに到着した。しかし、これも私の最終目的地ではない。数日後、現地スタッフの運転手とふたりで、ボスニアを指して車で南に下った。

当時、クロアチアとボスニアの往来は、人の移動、通信ともに途絶えていた。二つの国家の国境はまだ国連管理下にあり、「国境」とはみなされていなかった。国境となるサバ川の両岸には、それぞれの国の警察の詰め所があり、そこで出入国を告げる。提示するのはパスポートでなく、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が発行するIDカード（身分証）だった。そのカードはUNHCRと協同してプロジェクトを実施するNGOの職員に発行されていた。カードに記載されているのは、名前（英文）、団体名のみで、さらに写真を添付することで、カード所持者の確認がされることになっていた。所属する団体がクロアチアでその団体に該当するため、ボスニアに派遣される

私もそのカードをザグレブで取得した。双方の国の警察官は、提示されたカードの番号を控える。それで、出入国手続きは終わり、クロアチアの国境を出てサバ川に架かる鉄橋を渡り、ボスニアの地に足を踏み入れた。

日本を出発して、ザグレブでの待機数日を含めて約一週間かかってここまでたどり着いたわけだが、私はパスポートをもっていたので、通過に特に困難を極めたわけではない。ただ、最後の国境線で提示したIDカードには国籍が明記されておらず、クロアチアとの往来には有効なので、私には非常に便利かつ活動には必須のもだった。日本で取得したクロアチアのビザは一次だったので、再度クロアチアの正規の国境を通過する場合は、ビザ取得のための手続きが必要だったがからである。日本のクロアチア大使館では、マルチという複数回の出入国ビザに関してはクロアチア本国への照会が必要となり、即座には発行できないとのことだった。クロアチアへの入国ビザについては一年間の活動期間中、ずいぶん悩まされることになった。

しかし、私以上に、このIDカードが役にたっていたのは、旧ユーゴの現地職員たちだった。私とともにボスニアに行ったのは、Gというクロアチア人とムスリム人を両親にもつボスニア出身で当時はクロアチアに住む現地職員だった。彼は、戦争が終わって以来初めて、私とともにボスニア入りを果たした。というより、戻ったというのが正確かもしれない。「Gがボスニアに行った」は、団体内でもちよっとしたニュースになった。出発前から彼が橋を渡るかどうかは、話題に

なっていた。もし、彼が行くのを嫌がれば、私一人で橋を歩いて渡るつもりだった。問題はスーツケースをはじめとする荷物をどうやって運ぶかだったが、当事者の気持ちを慮ると、無理強いはいできないと覚悟を決めることにしたので、ともに行動してくれたことはありがたかった。

しかし、彼がボスニアの土を踏んだ地点は橋を越えたわずか数メートルそこまだった。その時点では、そこが彼にとつてぎりぎりの線だった。そこで、私はボスニア事務所が雇用したセルビア人運転手Bの車に乗り換えて、プロジェクト現場となるボスニア、セルビア人民共和国のシボボという町に向かった。その際には、GとBは笑顔で拍手をし、会話を交わっていた。国家が分離し、戦争をしたとはいえ、共通の言葉を話すスラブ人同士である。

ちなみに、Gはそれからほどなくして、戦争後初めて本格的にボスニア入りを果たした。日本からの客を連れての旅だった。その時、戦時中からの事情を知る、同行した私の上司は「時代は変わった」と言った。

(3) シボボでの活動

いよいよ、現場での活動が開始となった。ここでは、その活動を三つのレベルで分析してみることにした。それらは、私の職務とも次のように合致している：①国際関係の中のNGO活動——国際政府機関や他のNGOとの調整、②地元の社会（人々）との相互作用——援

助プロジェクトの運営全般、③日本の市民社会との相互作用——プロジェクト報告と評価。

以下では、①から③に沿って論を進める。なお、ここでは、私個人の日記、団体への報告書がおもな資料となっている。

① 国際関係の中のNGO活動

プロジェクト調整員としての主な仕事のひとつは、関係機関との調整であった。それは、インターナショナルな環境における、国家、国際政府間組織、多国籍のNGOと交流、交渉するという、すなわち相互作用だった。関係機関との調整は、援助プロジェクトが特定地域に類似のプロジェクトが集中するのを避けるためには必要となる。

一九九六年に私が赴任したころすでに、国際機関やNGOが活動中であつた。国際機関の中でも活動の中心は国連であり、その中でも国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）がプロジェクト調整の窓口的存在だった。それは、ボスニア内戦の性格上、求められるニーズが難民、国内避難民を対象とする帰還と生活再建だったので、UNHCRがその任務にもっとも適応する国連機関だったからであろう。そこでUNHCRは、援助現場で直接プロジェクトを施行するのではなく、調整、NGOが提案したプロジェクトに対する資金提供、プロジェクトモニターなどの業務を行っていた。その中の調整に関しては週一回、非公式で公開の形式をとったプロジェクト調整会議を開催していた。そこが、まさにインターナショナルな相互作用の場であつた。

まず、会議参加者は、二つのカテゴリーに分別できる。ひとつは、国家間関係——具体的に、国際（政府）機関、NATOを主体とする駐留軍のIFOR（平和実施部隊、のちにSFOR（安定化部隊））である。もうひとつは、非国家（政府）組織の各国のNGOである。援助プロジェクトという共通の目的をもった場でのプレーヤーは、国家関係機関だけではなく、さまざまな国家の市民社会であった。ただし、国連という普遍的組織を別として、参加NGOの出身国はほぼ欧米が占めていた。日本から参加していたNGOは、二団体であり、ひとつが私の派遣元である。もうひとつの日本のNGOはプロジェクトを当地で行っていたのではなく、現地スタッフを連絡員として参加させていた。

NGOは、少なくとも国家政府ではない組織であるが、それが必ずしも無国籍を意味するわけではない。ここまで、私は〇〇国（出身）のNGOと述べてきたのは、そのためである。ノーベル平和賞受賞の国際NGOである国境なき医師団（MSF）も、活動中の一NGO団体だった。ただし、その団体名の最後は、「オランダ」となっていた。「国境なき」のあとにくるのが、国名ということである。これに象徴されるように、参加NGOの名前に、国名が入っているのは珍しいことではない。それぞれのNGOは、その国にある市民社会に支えられての組織である以上、その所属国家（社会）の影響を引きずるのはやむをえないといえる。そういう意味において、アジアからの参加NGOが日本というものなずける。ボスニアという「後進国」でない国

に援助を提供できる民間組織を送り出せる資源をもつ社会は、おそらく（少なくとも当時は）、アジアでは日本だけだっただろう。しかし、各NGOのパフォーマンスが所属国家の貢献としてアピールされていたわけではけつてなかった。私も団体の活動をいかによく見せるかを意識していたが、日本の国際貢献などと言ったりしたことなどはなかった。

そして、NGOだけでなく、国家組織もまた、国家を越えた組織ではない。名前のとおり、国際という、インターナショナルな組織である。さらに、参加NGOが欧米出身に集中していたことは、拡がりという点からみて、けつして、グローバルとはいえない。つまり、調整会議の場は、インターナショナルなものであったということである。

実際に会議場に足を運んでいた参加者の顔ぶれをみると、欧米社会という印象をぬぐいきれなかった。国連関係者は多国籍で欧米、アフリカ、東洋と多彩であったが、それでも欧米人の方が多かったうえ、IFOR（SFOR）はほぼ欧米人（一〇〇パーセントではない）であった。そして、NGOの出身国がアメリカ合衆国、ヨーロッパ各国、そして日本出身だったため、欧米人の数がまさっていた。私以外のアジア出身者は、UNHCRの日本人およびネパール人職員だけだった。参加NGO数については記憶は定かでないが、何十という数だった。ただし、この数は、ボスニアのもうひとつの側であるボスニア連邦の首都、サラエボでは、三桁といわれていた。国際社会から「悪玉」とされたセルビア人側には、ムスリム人とクロアチア人側と

比べて国際社会からの援助は手薄いと聞かされた。どこで何をどのように行うかは、原則的にはニーズ、資源によって決定されるのだが、ときには政治的環境によっても左右される。私の任地である、ボスニア・セルビア人民共和国はその一例だった。

会議の議長は UNHCR が務める。会議の目的は各機関のプロジェクト調整であるが、ボスニア復興の進捗状況ともいうべきマクロ的な報告も含まれた。そのため、最初は国連各機関からの報告、IFOR (SFOR) からの安全・治安面に関する報告のあと、各 NGO のプロジェクト発表が続く。そこで、どの NGO がどこでどのような内容のプロジェクトをいつまで行う予定かなどの情報を得ることができれば、新たに活動を開始する NGO はその地域での同類のプロジェクトを避ける、という NGO 間の調整が可能になる。そして、ときには、国連側がプロジェクト提案を行ったりもする。また、国連や SFOR、NGO、相互の間での情報交換も可能となる。

このように会議は、NGO にとっては、発表、発言、質問を相互に行い、会議後も各自、自由に情報交換したり、接触したりなどを行う相互作用のひとつの場であった。そしてプロジェクトに関してだけでなく、例えば、あいさつを交わし、コーヒーを飲んだり、また食事をともしたりする付き合いも生まれてくる。いわゆる、普通の人間の交際という相互のやりとり・つながりが NGO 間であった。

次に、もうひとつの異なるレベルの相互作用があった。UNHCR をはじめとする国家間組織と NGO との関係である。この場合よく議

論に上ってくる論点は、NGO の国家間組織に対する影響、つまり政策決定への関与の度合いについてである。正直なところ、NGO 側が国際組織の決定にどのように影響を与えたのかについてはわからなかった、というのが実情だ。しかし、それでも少なくとも、UNHCR の援助方針（例、援助優先順位）決定には NGO の情報も活用されたのではないかと思う。というのも、UNHCR などの国際機関よりも、NGO の方が援助活動を行っていたために、はるかに援助現場に近く接していたからである。また、私が行ったニーズ調査から得られた援助のプライオリティ（優先度）は、UNHCR のそれとも一致していた。

むしろ、双方の関係はドナーとその援助実施パートナーといえるものだった。プロジェクトを実施するのが NGO で、UNHCR などの国連機関はそれに対して資金などの資源を提供するというものである。そして、この資金獲得をめぐる、国家間組織と NGO の相互作用が行われる。というのも、資金提供は、国連側が NGO のプロジェクト申請書を審査したうえで決定するからである。当然、そこでの相互関係は対等とは言い難いものもあった。審査のためのプロジェクト売り込み、担当職員への働きかけなどが行われる。

そして、同じ国出身の国連職員への接触もありえないことではなかった。というのも、たとえば、UNHCR の活動は国連本体からの会計でなく、国家からの任意による拠出金で賄われており、そのなかには使途指定付き拠出金もあったのである。それには、拠出金のなか

から自国のNGOに一定額支給するという条件がつけられる。実際、日本からの拠出金には日本のNGOへと指定されたものが含まれていた。それを受けたNGOが、私の所属した団体だった。もともと、UNHCR側も指定のままに日本のNGOに資金提供を決定したわけではけっしてない。プロジェクト申請書の審査を経たうえで認可されたことは事実であるし、もうひとつの日本のNGOが申請した医療プロジェクトには資金は提供されなかった。私がUNHCR職員から聞いたところでは、医療はUNHCRの掲げる優先順位高いプロジェクトではなくWHO（世界保健機関）の管轄というのが、不認可の理由だった。

このように、国際機関、NGOが集う社会においても、国家の影はちらついていた。それは、グローバルというよりも、インターナショナルと呼ぶ方がふさわしい。

つぎに、プロジェクト現場における、日本とボスニアの社会レベルでの相互作用を振り返ってみる。

② 地元社会（人びと）との相互作用

ここでは、NGO活動をとおしてのボスニアの人びととの関係を見ていく。NGOという日本の市民社会とボスニアの社会とのかかわりは、簡潔に言えば、非対称な力関係からくる介入に近いものであったととらえている。つまり、相互作用といっても、それは対等を意味する相互依存ではなかった。そのことをとくに、現地職員との関係を中

心に述べていきたい。私の業務において、主な接触相手は現地職員だったからである。まずは、現場の紹介、そしてプロジェクトの説明、現地での相互作用というものに進んでいく。

a. シポボ

私の活動地はボスニア、セルビア人民共和国のシポボというところであった。セルビア人民共和国、最大の都市であるバニャ・ルカから車で約一時間半から二時間、南下した山間の町だ。さらに南に行くと、ボスニア連邦との境界線に出る。戦争中に町はクロアチア人とムスリム人に占領されたため、人びとは国内避難民となって他の町で暮らしていた。そしてデイトン合意により、シポボはセルビア人民共和国領となったため、住民たちの帰還が始まった。

戦前の人口は約一万五〇〇〇人で多くはセルビア人であり、デイトン合意後約一万二〇〇〇人が帰還を果たしていた。また、そのほとんどがセルビア人だった。そのセルビア人たちの町で、オフィス兼住居に、一年にわたってほとんどの時期、ひとりで住みこむことになった。

一九九六年人びとの帰還が始まったとはいえ、その日常生活の水準は戦前にはるかに及ばないうえ、社会が機能していたとも言いがたい、生活破壊の状態にあった。戦前の人びとの職業は、工場（木材、繊維、アルミニウム）勤務や農業、個人商売などであった。工場は全く稼働しておらず、二つの工場はIFORの基地になっていた。銀行に

両替に行くと、お金がないと言われる。わずかにカフェ、食料などの日用品の店があったにすぎない。それも、現金がないから、物資を買えないという声をよく聞いた。失業率は噂では五〇とも七〇パーセントと噂されていた。教師や警官などの公務員は失業者ではなかったが、給料は遅配という状況であった。そのなかで、農地があるので最低の食はなんとか確保すべく、多くの人が自給自足を試みたり、海外や他地域にいる親類からの援助に頼ったりしている人も多かった。

そして、失業とならぶ深刻な問題が住居だった。屋根が飛ばされたり、建物のなかで破壊され、燃やされ、窓ガラスがなかったりする家もめずらしくなかった。建て直す資金もない中で、屋根があつて中の損傷が少ない家を改築したり、借りたりしながら住み始めた人も少なくなかった。また、住居は無事でも中の家財が盗まれていたということも聞かれた。しかも、盗つたのは近所の人ということであった。

しかし、故郷に戻つてこない、正確には戻つては来ることのできない、かつての隣人もいた。セルビア人以外の民族の隣人たちである。

一九九六年当時、近所の一角に破壊された無人の家々があつた。一年間の滞在中そのあたりのことを特に気にとめなかったが、数年後訪れたときに、セルビア人以外の人びとが住んでいた家々だったと初めてわかった。そのころ（二〇〇一年）には、ムスリム人たちも帰還していたのだ。

戦後は、かつての地域社会が破壊され、ときには同族同士であつても隣人関係にもひびが入った。故郷に戻れても、損傷のある家で、何

もすることなく、被害をうけた町をながめてはぼんやりと過ごす人が少なくなかった。これが、一九九六年当時のシボボだった。そこで、高いニーズとして、心の傷をいやす心理社会プロジェクトを実施することになった。生活再建には心のリハビリがまず求められるからである。

b. プロジェクト紹介

シボボで私が運営したプロジェクトは、女性、子どもを対象にした心のケアである。私が来るまえに、他団体との調整を経てプロジェクト内容はすでに決定していた。現地で活動する他団体は二つあり、ひとつは、アメリカのNGOであり、地元採用のスタッフが高齢者向けの生活援助を実施していた。もうひとつはイギリスに本部を置くNGOが、生活物資配布、食事配給などの支援を主に行っていた。このように、他の団体が行つておらず、ニーズが高いということで選ばれたのが、心のケアである。

ひとつの場にみんなが集い、活動をすることによって戦争で受けた心の傷をいやしていくことを目的としていた。具体的には、女性には編み物、子どものコースでは、工作、ダンス、絵画を設けた。女性たち（とくに高齢で難民、避難民）がひとつの場に集まり、提供された毛糸、レース糸、編み針で作品をつくる。そこにひとりの心理士が同席して、みんなの胸のうち、苦悩を聞き、同時にその場の女性たちが相互の思いを共有していくことで、心の元氣を取り戻していったら

うことが狙いだっただ。

子どものコースも同様に、心理士同席のもとで、子どもたちがモノづくりや体を動かしたりすることで、戦争中の暗い思い出からの心の回復に焦点を当てていた。

以上のコースは、地元の人びと（子どもをふくめて）のリクエストに応じて決定された。その際に、子ども向けに、英語を教えてほしいという声にこたえて英語コースを、また、将来の生活自立支援として、女性向けには縫製を習得するミシンコースも設けた。

c. 雇用者と被雇用者——介入の負の側面

以上のプロジェクトを実際に遂行したのが、地元で採用した人びとである。彼・彼女たちと私が、異なる国家の市民社会のかかりという相互作用を展開することになった。率直に言えば、私たちは、雇用者と被雇用者の関係にあった。すなわち、その点においてその関係性は力関係上非対称なものになった。また、それが雇用関係だけからくるものではなく、異なる国の市民社会が資源を持ち込むことによって起こるものであったことから、必然的にその地域に影響をおよぼさざるをえなかった。すなわち、ある国の市民社会による他国の市民社会への介入ということである。

シポポに限らず、NGOでも国際機関でもプロジェクトを開始する際には、その地域の実情に詳しい地元の人びとの協力は不可欠だ。シポポでも同様にその町の人びとの雇用をすることになった。戦後間も

ない、ほとんどの人びとが失業して現金収入のない状況での少数のスタッフの採用となった。そして、プロジェクトの実施場所、住居を借りる必要もあつた。それにより貸す側は月々まとまった収入が得られる。ちょうど経済破綻状態にあつたため、適正な給料や賃貸料が不明確なままそれらを決めての雇用、賃貸契約が結ばれて、プロジェクトはスタートした。

のちにわかつたことであるが、私のいた団体の現地スタッフの給料は他のNGOと比べると低かつた。とくに、私のアシスタントとしてRという英語のできる青年が雇用されたが、英語ができるスタッフは相場では私の団体の約二倍近い給料を出していた。また、NGOよりも高いサラリーを現地採用者に提供していたのが、国連機関やIFOR（SFOR）などの外国の政府機関である。

これに対する負の影響が人材流出だつた。学校教師のなかで英語に堪能な人は学校を去つた。それは英語教師に限らない。他教科担当でも英語のできる人材は多かつたとみえる。ちなみに、アシスタントのRは大学を卒業したばかりの体育専攻の教師志望であつたが、教師の給料はこちらが支払う額よりはるかに低かつた。そのため、教職への道をいったんあきらめ、生計のためにNGOで働き始めたのである。

このように、復興のために現地でプロジェクトを展開する外国の団体——NGOであろうと政府機関であろうと——が、教師という人材を奪つことで、逆に教育からの復興を妨げることになった。いろいろな学校をニース調査で回っているとき、しばしば「何々教科の教師は

通訳として SFOR に行ってしまった」とよく聞いた。やがて、セルビア共和国最大の都市バニャ・ルカには「英語教師が 10 人もいない」と言われるようになった。私自身、そこで英語通訳を生業にしている人から直接聞いたことだ。さらに、その二年後の一九九八年に、イギリスで同じことを聞くことになった。イギリスの大学において「人道的介入についてのセミナー」で、大学講師がまさにそれと同じことを述べたのだ。ただ、国・地域名には言及せずに、外国からの援助活動の結果のひとつが「英語教師が 10 人もいなくなった」だった。

このように、援助機関——政府系、NGO 問わず——が最大の雇用者だった。そのため、解雇は言つまでもなく新規の採用にも慎重にならざるを得なかった。援助プロジェクトは永遠に続くわけではない。ニーズはあっても資金がなければ終えるしかない場合もある。援助関係の雇用は援助の切れ目が解雇につながる。経済が破たんともいえる社会で、職を失うことは即、食を失うこととなる。政府があまり機能していないなか、セーフティネットなどと言えるものはなかった。

さらに、最大の雇用者といっても、多くの人を採用できるわけではない。援助関係の職に就く少数の限られた人だけがその恩恵を受ける。とくに、揺りかごから墓場まで「お互いがお互いのことすべて知っている」(アシスタントの R) という小さい町で、NGO に勤める一部の住民だけが高額の現金収入を手にするということは、地域の人びとの関係に亀裂が生じるおそれもあった。以上のことを、団体の

方でも承知していたので、少なくとも援助プロジェクトの実施にあたって地元の人びとの間に妬みを生じさせないように、注意を払った。たとえば、特定の一家からの複数の雇用を避ける、いきつけの店を持たずいろいろな店で買い物をする、などを心がけた。

現地の NGO 職員の中には、外国から来た自分の上司に頼んで自分の家族を NGO に雇ってもらったりする人もいた。その結果、ひとつの家族に所得が集中することになる。IFOR (SFOR) にコネがあればそこで職に就ける、と人びとはよく噂していた。IFOR (SFOR) が若干名の掃除・洗濯係を募集したとき、何百名もの応募があった。どのようにして採用するのかといぶかっていたが、アシスタントによれば、IFOR (SFOR) でもサジを投げていたとのことである。そして、私への働きかけ、というよりもコネやつてを求めて私に接触する人びともいた。そればかりか、雇用されている人びとの私への態度も対等なものとはいえなかったかもしれない。私に率直に意見するスタッフもいたが、ときには解雇されまいとするスタッフもいた。そういう意味では、私はパワーをもつ存在だったのだろう。もっとも、そのパワーは私自身の力量によるものではなく、私が外国の市民社会である NGO のスタッフという立場に派生しているにすぎない。つまり、どこの国家の出身かということが問われたのである。

d. 外国人のプレゼンス——介入の正の側面

その一方、外国人がその場に在るといふプレゼンスが役に立つこともあった。人権侵害の抑制につながったのである。

当時、政府レベルでは、国連は多国籍からの警察官で構成される I P T F (International Police Task Force : 国連警察) を、地元の警察の行動を監視するために派遣していた。

戦後のボスニアの重大な懸念のひとつが、異なる民族間の憎悪だった。警察官による異なる民族グループへの暴力が U N H C R の調整会議でもよく報告されていた。

私の団体の職員の中でも、警察の行動による影響をもっとも受けたのが、運転手の A だった。アシスタントの R は大学生という理由で戦争に行くことはなかったらしいのだが、A は戦時中に兵士として戦った。といつても青年男子はほとんど兵士となったとのことなので、とくに珍しいことではない。兵士だったことが警察によって「戦犯」とされるおそれがあったのである。

私はボスニア内を A の運転する車でいつも移動していた。道路に至るところに警官が二名ほど立って、通行中の車を止める。車のナンバープレートでどこから来たかがわかる。したがって、移動の自由が保障されていない状況下、他民族地域のナンバープレートの車の運転手(持ち主)は、自分たちとは異なる民族である可能性が高い。

警察は通行中の車に対して、スピード、有効な運転免許証携帯など交通違反を摘発することとなっていたが、実はナンバープレートに

よって「戦犯」も見つけ出していた。まず、警官に止まるように指示される。スピード、積み荷などのチェックをつけると同時に運転免許証の提示を求められる。その免許証には本人の民族名が書かれている。それが、みずからの多数派でない民族——セルビア共和国であればクロアチア人、ムスリム人——の場合、警察署に連行され、「戦犯」として取り調べをうけるケースがあった。しかしながら、それでも現地の警察は外国からの援助関係者の車には遠慮して介入することはありませんでした。それらの車には国連ナンバーがつけられていたもので、地元の人びとの所有でないと思われるからである。実際に、私の利用した国連ナンバーのついた車は、セルビア共和国内の移動中、警官から止められることはなかった。ところが、所有者は地元の人びとではないが、運転手には地元で雇用された人びとは多かった。そのため、国連ナンバーの車であっても、運転手が異なる民族の場合は、警察に連行されたという報告もあった。

したがって、運転手の A の様子は、ボスニア連邦との境界線を越えたと一変した。運転手 A はセルビア人の青年なので、クロアチア人とムスリム人側の警察に「戦犯」として摘発される恐れが出てくるからである。そのため、A はボスニア連邦側には行きたがらなかった。それでもなお、活動のため行く必要があるときは、半ば無理を強いたこともあった。そのひとつが、ボスニア連邦のサラエボ行きだった。途上、クロアチア人多数派、ムスリム人多数派地域を運転中はもちろん、サラエボに在る間中も緊張しっぱなしだった。彼は、警察官の姿

を目にすると、常にそれを避けるようにしていた。もし、万一、彼が警察に連行されるような事態になったときには、外国人のプレゼンスが必要となる。その対処は、まず常に所持している携帯ラジオで I P T F を呼び、警察行動に介入してもらう。同時に私は A の傍を離れずに必ず A とともに行動することだった。そこでは、私という存在は国際社会の目的のようなものだった。それによって、警察による人権侵害を制止するということが、私に求められた責務だった。活動中、幸いにも懸念していたような状況には直面することはなかったが、ときには私の手に A の命がかかっていると切実に思うこともあった。その数後年聞いた例にすぎのようなことがあった。サラエボで活動する同じ団体の日本人スタッフがセルビア人地域を通過中、車を止めるように指示された。そして、ムスリム人の運転手に銃が突き付けられた。そのセルビア人地域はとくに国際社会に対する反発が強いところといわれており、外国からの団体には政府系、NGO と問わず、嫌がらせのような行動（例、投石）をとることがあった。話してくれただのは、そのときのムスリム人運転手だった。彼によれば、銃を突き付けられたとき、日本人スタッフはおびえていたが、戦争はもう終わったのだから怖くはなかったとのことだった。

e. NGO に見る国家

このように、団体で働くスタッフと私の関係は雇用というレベルだけでなく、その背景には、異なる国家の市民という関係もあったとい

えるのである。それはスタッフたちだけでなく、地元の人びとに映る私の姿でもあった。つまり、私を通して人びとは同時に日本という国・国家を見ていたのである。

当初から、私およびその所属 NGO は「日本から来た」と形容されてきた。ときには、日本国政府と一体化した見方されることもあった。金持ちの国の NGO だから、資金はたくさんあるだろう、などとよくいわれたものだ。また、スタッフだけでなくプロジェクト受益者も私を通して日本という国に興味を示すようにもなった。一年間にわたるセルビア人側の活動はおおむね好意的に迎えられたと知っている。そのひとつの理由は、日本出身の NGO であつたからではないか、と今もそう捉えている。日本出身であることを、アイデンティティとして否定的にみる必要はない。しかし、出身国によっては、たとえ NGO という国家を介在させない民間の、つまり市民社会の団体であつても、その受け入れ国側に否定的な感情を起させることがある。

シボボの町である日、見慣れない国旗がはためいていた戦車を見た。どこの国のものだろうかとアシスタントと話しているとき、ドイツの国旗かもしれない、というやりとりがあった。すると、ドイツ軍がここで活動するのは、歴史的経緯からみて問題だとアシスタントは言った。軍だけでなく、現地で活動する NGO の中にも、車両やプロジェクトが行われている場に国旗を付けていたりした団体もあつた。たとえば、イギリスの援助で建設された病院の正面にはユニオ

ン・ジャックが描かれてあった。私の団体の車も、活動地域によっては、安全のために車両部に日の丸を描いていた。それが、日本から来た団体だから攻撃しないでほしい、というメッセージになった。

ドイツと同様にセルビア側に悪感情をもたれている国のひとつにアメリカ合衆国があった。シポポでプロジェクトを実施しているイギリスのNGOのスタッフにアメリカ人がいた。彼女はそのセルビア人の感情については気にしていた。私は「あなたの話す英語がアメリカ英語とはこの人たちにはわからないから、あなたがアメリカ人とはばれないから大丈夫」とおかしななだめ方をしたこともあった。

イギリスもNATOの一員としてアメリカ同様、セルビア人側の対英感情もよくなかったと思われる。ところが、イギリスのNGOがプロジェクトを実施して約一年後、私がセルビア人スタッフたちに聞いたところ、「対英感情はずっと良くなった」と述べていた。

国家から自律するとされる市民社会のNGOは、このように、アイデンティティをふくめて、国家との結びつきを保ちながら、活動していた。言うまでもなく、異なる国家の市民社会から来ても、共有する目的はひとつ、すなわちボスニアの人びとの生活再建だった。国境を越えた普遍的な目的に向かう協力的体制が、国家に規定される国家間協調といえるものだったのである。

そして、私は日本の市民社会の「異邦人」として、自らの団体と向き合うことになった。次には、三番目のレベルとして、私と団体の相互作用についてみていく。

③ 日本の市民社会との相互作用

最後の相互作用のレベルは、私個人と日本の市民社会とのかわりである。これが、三つのレベルのうち、もっとも複雑かつ繊細なものといえよう。というのも、ボスニアでの活動において、現地の人びとのみならず外国の援助関係者は、私を通して日本という国家を意識していたが、私は実際には「日本人」でないからである。むしろ、NGOや国際機関では多国籍の人びとが働いていたし、私の所属団体も排他的に日本人のみのスタッフから成っていたわけではない。現地採用のスタッフには、セルビア人、クロアチア人、ムスリム人、国際スタッフとしては、私以外にネパール人がいた。ところが、私の容貌は日本人とほぼ見分けがつかないうえ、日本生まれの日本育ちゆえに、言葉をはじめとして、周囲から日本人とみなされていた。日本人と異なるのは、国籍と日本人でないというアイデンティティであり、私のNGO活動は、市民としての権利が保障されていない日本社会の「市民」ならざる者の「国家を越える人道援助活動」であった。しかし、日本人でないことから派生する私の複雑な心境は主観的なものでもある。実際に、団体の中で外国籍を理由にした私に対する差別はまったくなかったと信じている。ところが、活動を終えて日本に戻ってから、これは主観的なものとはいえない側面をもつ現実をみることになった。NGOが国境を越えて活動する世界は、グローバルでなくインターナショナルな環境下にある。そこでは、国家と同様、市民社会も国家の枠組みのなかで活動していた。

次に、国家政府と非国家組織であるNGOの関係を検討することによって、そのことを論じたい。

a. 日本人の顔の見える援助か

ボスニアのシボボの町では、私は「日本人」と思われていた。そこでは、地元の人びとと私は、異なる国に住む市民同士のレベルだった。ところが、私には日本社会の中の外国人というさらにもうひとつの異なる立場があった。

どこの国の出身であろうと、またどこの国籍をもとうと、それが人間の人格、価値を決定づけるわけではない。私という人間がそれで変わりはないから、とくに日本人とみられることが問題とはいえないだろう。ところが、日本の旧植民地出身者としてアイデンティティの問題を抱える身として、日本人とみなされることには心理的に抵抗は感じていた。そのため、自己紹介ではできるだけ「日本に住む韓国・朝鮮人」(以下、在日)と書くようにした。日本には歴史的経緯により在日が住む。これも日本社会の一面、つまり日常生活における日本人と在日の相互作用が生じる社会なのである。そして、日本のNGOは日本社会を反映する。それは、日本社会からの資金などのサポートをはじめとして、その社会に支えられてこそできる活動ゆえに、当然日本を映し出すことは無理からぬことといえよう。

顔が見えるということは、自分は何者かというアイデンティティを相手に示すことにもつながる。すなわち、援助プロジェクトの受益者

たちは、私の顔を通して「日本」という国を見ていた。やがて、彼女・彼らたちは日本についての興味を示すようになってきた。人びとは「日本人はどのような生活をしているの?」「髪の毛の色は?」などのごく素朴な質問をしてきた。そこで、女性たちのコースに同席して、日本の生活について話をする機会を設けることにした。ちなみに、ボスニアで私がもっともよく耳にした日本人の名前は「クロサワ」だった。日本映画を見て、忍者に興味をもっている人もいた。「日本人は今も、(または)なぜ、ハラキリをするのか」と聞かれたこともある。顔を見せることで、異なる社会、文化で生活する人びとの交流を通じて、お互いの理解を深めるという相互作用が促されたといえよう。

このように日本人でない私の「顔」を通して日本社会を見せることになったその一方で、「顔の見える」を「日本人の顔の見える」援助と解釈できなくもない。実際に、そのように捉えて、日本国籍のNGOの国際貢献をいかにアピールするかを紹介している例を示してみよう。

「基本的にNGOの活動は顔を見せて始めて(原文ママ)成り立つ活動だからである。(中略)存在感を示せる「こごぞ」と思うときに的を絞って出張るのである。そして、そこで自分の母国の国民がいかにあなた方受難者を思っているかをスピーチするのである。「原文改行」たとえば、ボスニアの老人ホームで既に寝たきり状態になった老女の両手を握り、「私も私の国の国民も、あなたが快方に向かうこと

を願っているのですよ。元気になってくださいね」と声をかければ、どうなるか。「あなたはどこの国から来たの?」と聞かれることになり、ここで国籍が明言される。⁽²¹⁾

そのように明言するのは、「国籍の言明は、素性を明らかにすること」(六七頁)だからである。もっとも、素性——私の解釈ではアイデンティティ、すなわち自分は何者か、どういう顔をもつのか——は、国籍以外で示すことも可能だろう。なぜなら実際に、私は日本国籍をもたず、日本社会の顔をボスニアの人びとに見せたからである。

しかし、右の主張は、NGOといえど、国家の枠組みからはけつて自由とはいいきれないということを明らかに示唆している。私がボスニアでの現実をもっとも切実に認識したのは、危機管理においてであった。

b. 安全は国籍次第

ボスニアへの派遣に際して、所属団体から最初にすべき仕事として与えられたことは、危機管理の計画だった。しかし、紛争があった海外での活動が初めてであり、逃走手段となる車をはじめとして資金などの資源が十分でない団体において、危機管理計画は私の能力をはるかに越えるものであった。したがって、できることは個人レベルに限られ、ラジオをまめに聞いて情報収集に努め、危機には敏感になるという、極めてあてにならないことだった。

政治社会状況が不安定な地域では、何が発生しても不思議ではな

い。ザグレブ入り直前にウィーンの日本大使館で聞いた情報では、旧ユーゴ地域の危険要因は地雷、誘拐、テロの危険があり、日本人に対して渡航自粛は解除されていない段階にあった。もっとも私は日本国籍ではないので、渡航自粛はもちろん緊急時の保護対象にもならない。それを承知の上で思ったのは、それを告げた大使館職員の給料は私を含めた在日外国人が払う税金からの拠出ではないか。国家の意志とはかわりなく、国家を迂回しての民間の活動とはいえ、政治的不安定さから発生する国際政治の現場の危機にあたっては、個人の努力では克服できないことも生じるのではないだろうか。

幸いに一年間の滞在中深刻な危機にさらされたことはなかった。しかし、危機の一步手前の状況に陥ったことがある。NATOによる空爆の警告が発せられた事件である。

一九九六年八月中旬、セルビア人共和国(RS)とNATOがRSの武器庫査察をめくって緊張が高まったことがあった。RS側がNATOの査察に応じなかったことが原因である。八月二二日月曜日定例のUNHCR主催の調整会議でこの件が取り上げられた。セキユリティを担当するIFOR側は「軍の活動はいつもどおり」だから、NGOもそのように行動するようにと説明した。一方、UNHCRはNGOの安全確保に責任を負っていない。その調整、まとめ方(コーディネートション)に責任があるだけだ」という発言もでた。その夜のBBC放送によれば、RSが武器庫を見せることに同意したということ、一安心した。

ところが、その週末の一六日の金曜日の夕方、地元の中学生くらいの子ども（英語が堪能だった）から、同じくシボボで活動するイギリスのNGOの国際スタッフが昨日避難のため町を出て行った、と聞かされた。この件については情報交換しており、避難するときはいっしょに連れて行ってあげると言われていただけに、さすがに一人取り残されたという孤立感におそれ、さっそくザグレブの統括本部に電話をするため、電話局に向かった。当時はまだ家々に電話は通じておらず、人びとは電話局で電話をつないでもらっていた。そこで、英語のわかる人に遭遇したので話しかけてみた。すると、偶然にもイギリス軍で通訳をしている地元の人だったので、武器庫査察の件について尋ねてみると、「その件は決着がついたはずだ。空爆はない」という返答が返ってきた。電話では、ザグレブ事務所は、明日にでもそこをでてザグレブに来るようにと指示した。

電話局で大家のセルビア人女性に会った。彼女に限らず、町の人びとはいつもと変わらない様子だった。大家の女性は私が電話を終えるのを待っていてくれ、「コーヒーを飲みに行こう」と誘う。私はとてもそんな心境になれず、また明日ザグレブに行く用意もあつたので断った。そして、アシスタントのRにも明日ザグレブに行くからあとよろしくと伝えた。避難するという理由を悟られてはいけなから、平静を装ってはいたが、後で思えばずいぶんと身勝手な考えだと恥じずにはられない。空爆されるかもしれないから、私やイギリスの団体の国際スタッフは安全のために避難するのであれば、地元の人びと

も同様に空爆から逃げてしかるべきではないか。

しかし、翌日なんとイギリスのNGOに国際スタッフがひとりだけ残っていたのだ。「決着がついた」という情報は正確だったようだ。それでも、念のためザグレブ事務所は私に週末はザグレブで過ごすかと再度指示を出した。

翌週一九日の月曜日、ザグレブからバニヤ・ルカに戻った。そこで聞かされたことは先週に起こった避難騒ぎだった。ある都市では、IFORは国際NGOにボスニア連邦側に避難するように言ったらしい。バニヤ・ルカで活動する国際NGOのローカルスタッフ（地元採用）は、国際スタッフは週末避難のためここを出ていったけれども、私は地元の人間だからどこにも行けないから残った、と話してくれた。

私は日本国籍をもたないがゆえに、日本人スタッフのように日本政府の保護対象にならない。しかし、ボスニアの人びとは、国際スタッフだから避難が可能だった私のように、避難したくとも行くところはなかったのである。空爆による危険は同じでも、それに対する安全確保は、国籍による線引きによって行われる。つまり、これは個人の安全保護は国家によってなされるということを示唆している。このことをさらに先鋭的に示したのが、二〇〇四年に起こった、イラクにおける日本人人質事件だった。

二〇〇四年五月、三人の日本人が自らの活動を目的に行ったイラクで、武装勢力によって拘束された。これをめぐっては、当事者の責任

を問う「自己責任論」が上がり、NGO関係者の間では、NGOの自発的な活動を委縮させる、邦人保護は政府の責任とするなどの「反自己責任論」などの議論がわきあがった。⁽²²⁾

しかし、事件の前提としてあったのは、「日本人」ゆえに拘束されたということのだが、NGOはどこまでそのことを認識できていたのか。そこで、私は自身の経験からひとつ疑問をもった。もし、類似した事件に私のような在日が巻き込まれた時、はたして、日本の市民社会はこのように「盛り上がって」くれるのだろうか。人質問題をテーマにした公開シンポジウム（大阪市立大学大学院創造都市研究科共生社会研究分野主催）において、三人のパネリストは在日が関与するかもしれないという発想はなかったようだ。それでも、一応は、パネリストの一人は、日本人人質と同様に解放を働きかけていくだろうと言ってはくれた。

私の所属団体も私の安全を案じてザグレブへの避難指示を出してくれた。しかし、RSとNATOの対立は改めて、自分がインターナショナルな国際社会のなかで、いかに不安定な立場にあるかを認識させることになった。そのため、活動のためであっても共産主義国家ゆえに、大韓民国と国交のない国と私が（勝手に）思ったセルビア（新ユーゴスラビア）行きは断ることにした。これについての団体側の理解がどの程度のものか不明だ。すんなりと受け入れられたわけではなかった。むしろ、私が強く押しとおした結果である。

活動目的は共有できても、人は国籍によって区別される。市民が国

境を越えるのは容易ではない。これが私の経験した国際社会の現実だった。

c. 国家の下での個人の活動

ところが、少なくとも日本のNGOが、国家を越えない市民社会の活動についての認識はおろか、議論を深めているとは思えない。出版などによるNGOの日本社会向けの発信は、多くをプロジェクト報告など活動に関するものが多くを占めることに、それがうかがえる。⁽²³⁾そのため、国家政府との関係について論じるものがあまり見られない。また、NGO活動を自明のこととして国家とは無関係であるかのように捉えたりする傾向が見られる。

その中で、前述のようにNGOの国籍明言を主張する議論は異色ともいえるだろう。一方で、NGOの国家政府に対する接近を危惧する反論は、次のとおりである。

「NGOが担うのは国家を介在しない市民と市民の国境を越えた交わり」「市民は国益に縛られない」⁽²⁴⁾。

ここでは、NGO活動について国家を越えるという価値観に重点をおく傾向がみられる。ところが、すでに見たように、現実の国際社会においてNGOは、それぞれの市民社会が属する国家間関係——インターナショナルな環境に置かれている。むしろ、問われるべきは、それでもなお、市民社会の一員という自覚でもって国家から自律的に活動することはどのように可能かであろう。

これについてのNGO間の議論も盛んとはいえない。管見のかぎりでは、これについて問いかけた書はひとつ、篠田英朗『日の丸とボランティア』（文藝春秋、一九九四年）である。この書は、タイトルが示すように、自らのボランティア活動を振り返って、個人が国家の下でボランティアという自律的な活動を行うことは可能かを、せめぎあいと相克でもって問いかけている。篠田は「僕が自分が意志しているものについて考えていたのは、そして自分の意志そのものについて考えていたのは、日の丸をつけていようと何であるかと、自分の自発的な意志に価値を見出そうとしていたからだ」（同書、一九九頁）。

このように、同書では、結論として、国家の下でも自発的な個人の活動を可能としている。

そして、私の活動も篠田と同様、自身の自発的な意志で日本社会のNGO活動に挑んだ。しかしながら、それは、皮肉にも、国際援助活動における国家の枠組みを強く感じさせるものであった。

一九九七年七月初め、一年にわたるボスニアでのミッションを終えて、私はボスニアの地を去った。冷戦が終結して世界がグローバル化へと進み始めたころ、旧ユーゴにおいては多民族共生の社会が崩壊して、人びとは民族自決の国家建設の道を歩み始めた。その地で、日本の市民社会の一員としてボスニアの人びと、そして日本人とともに、私はボスニア紛争後の復興援助にかかわった。それは、私だけでなく、ボスニアの人びとおよび日本人とも人はどこまで国家の呪縛から自由でいられるかのひとつの試みであった。しかし、国家政府が

介入しないNGO活動であったが、既述のとおり、それは、国境を越えた活動にもかかわらず国家を意識せざるを得ない、インターナショナルなものであった。

おわりに——人は国境を越えることができるか

以上のように私のNGO活動を振り返ってきた。それは、国家を迂回しながら越境する活動にもかかわらず、国家の枠組みによる規制を必ずしもまぬかれ得ないものだった。つまり、個人に関しては、インターナショナルな環境下にあり、グローバル化はきわめて限定的なものではないかということである。ところが、この現状認識が国際NGOで共有されているとは言い難い。

本論の目的は個人の活動の総括にあるので議論をここで終えるが、ここから導き出される今後取り組むべき課題としてあげたいのは、グローバルレベルで市民の越境する活動は本当に可能かということである。それは、つまり、個人が国家の枠組みにとらわれずに、自らの意志で活動することはできるのか、ということの意味する。「越境」「グローバルな市民による活動」などの銘をついた活動報告や書籍を目にするが、実際のところ、その活動の内実、内的な質がそれを伴ったものかどうかは、これまで述べてきたように私個人の経験により懐疑的である。

本論は私の個人的な活動の総括である。したがって、それは極めて

主観的なものであるため、客観的な検証にたえうるのかどうかが問われるだろう。しかし、私個人の経験であるが、私のような由来をもちながら同様の環境下で生きてきた人間は日本だけでなく国際社会に大勢いるであろうし、また今後グローバル化がさらに進行すれば、国籍国と居住国を異にする人びとはますます増えるであろう。国家システムの狭間で生きてきた一人の人間として言えるのは、未だに国家は個人に大きい影響力をもつ、である。

注

- (1) www.nipo-homepage.go.jp/data/prefhtml
- (2) ノルド・D・ほか編・古城利明ほか訳『グローバル・トランスフォーメーションズ』中央大学出版部、二〇〇六年、五一―八頁。
- (3) Scholte, J.A., 1993, 'Internashonal relations and the study of social change', *International Relations of Social Change*, Open University Press, p.14.
- (4) McGrew, A., 1992, 'Conceptualizing *Global Politics*', *Global Politics: Globalization and the Nation-states*, McGrew & Lewis, P.G. eds, Polity, p.23.
- (5) Albrow, M., 1996, 'Globalization: Theorizing the Transition', *The Global Age*, Polity, p.91.
- (6) 前掲『グローバル・トランスフォーメーションズ』。
- (7) Hirst, P. and Thompson, G., 1995, 'Introduction: Globalization - A Necessary Myth?', *Globalization in Question*, Polity, pp.1-17.
- (8) Weiss, L., 1997, 'Globalization and the Myth of the Powerless State', *New Left Review* 225, Sept.-Oct., pp.3-27.
- (9) Bull, H., 1977, *Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, Macmillan.
- (10) Appadurai, A., 1990, 'Disjuncture and Difference in the Global Cultural Economy', *Theory, Culture & Society*, Sage, p.304.
- (11) 七つの国境：イタリア、オーストリア、ハンガリー、ルーマニア、ギリシャ、ブルガリア、アルバニア。六つの共和国：スロベニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、セルビア、マケドニア。五つの民族：セルビア人、クロアチア人、スロベニア人、モンテネグロ人、マケドニア人。四つの言語：セルビア語、クロアチア語、スロベニア語、マケドニア語。三つの宗教：カトリック、イスラム、東方キリスト教（セルビア正教、マケドニア正教）。二つの文字：ラテン文字、キリル文字。
- (12) 本来は「イスラム教徒」を表現する言葉であるが、一九七一年の国勢調査から民族として承認される。
- (13) 政治指導者がセルビア共和国（ボスニア内のセルビア人勢力の政治体。連邦内のセルビア共和国とは別）大統領ラドバン・カラジッチ。旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所によって、人道に対する罪により逮捕。起訴。同裁判所に軍人として起訴された、軍事指導者のボスニア・ヘルツェゴビナ・セルビア共和国軍最高司令官だったラトウコ・ムラディッチはいまだに逃走中。二〇〇一年ボスニアを訪れたとき私がNGOの現地職員の若者（クロアチア人）から聞いたエピソードのひとつは、「カラジッチはいい奴だよ。戦時中、戦争に行きたくない若者のために診断書を書いてた」。カラジッチは精神科医。
- (14) 正式名称「ボスニアにおける和平合意に向けた「般的枠組み」。一一の付属文書と一〇五の地図付き。一九九五年一月、アメリカの Dayton で署名。署名国は、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国、クロアチア共和国、ユーゴスラビア連邦。
- (15) 佐原徹哉「宗教と民族」柴宜弘編『もっと知りたいユーゴスラヴィア』弘文堂、一九九一年、一〇五頁。
- (16) 同上、一〇四―一〇五頁。

- (17) Office of High Representative. 一九九五年二月ロンドンで開催された和平実施会議(四二カ国と国際機関が参加)で設置。民政面の和平実施遂行のため、国際機関と現地指導者との仲介と調整を行う。初代代表はカール・ヒルト。
- (18) 「UNHCR 概況レポート ボスニア・ヘルツェゴビナ」一九九六年四月。
- (19) 『東欧を知る事典』平凡社、二〇〇一年、八〇六頁。
- (20) 同上、七四〇頁。
- (21) 吉田鈴香「地域紛争におけるNGOの活動」『紛争から平和構築へ』論創社、二〇〇三年、六七頁。
- (22) この議論については、公開シンポジウム「NGO/NPO活動における「自己責任」と政府の責任」(主催：大阪市立大学大学院創造都市研究科都市共生社会研究分野、二〇〇四年六月九日開催)資料を使わせていただいた。
- (23) これについては拙著「NGOと国家——文献批評から」『国家・社会変革・NGO』藤岡美恵子・越田清和・中野憲志編、新評論、二〇〇六年、で論じている。
- (24) 三好亜矢子・若井晋・池住義憲編『平和・人権・NGO』新評論、二〇〇四年。前者は同書三四九頁、後者は三八七頁。

